

中国エッサムファミリー会会則

第1条(名称)

本会は中国エッサムファミリー会と称す。

第2条(入会資格)

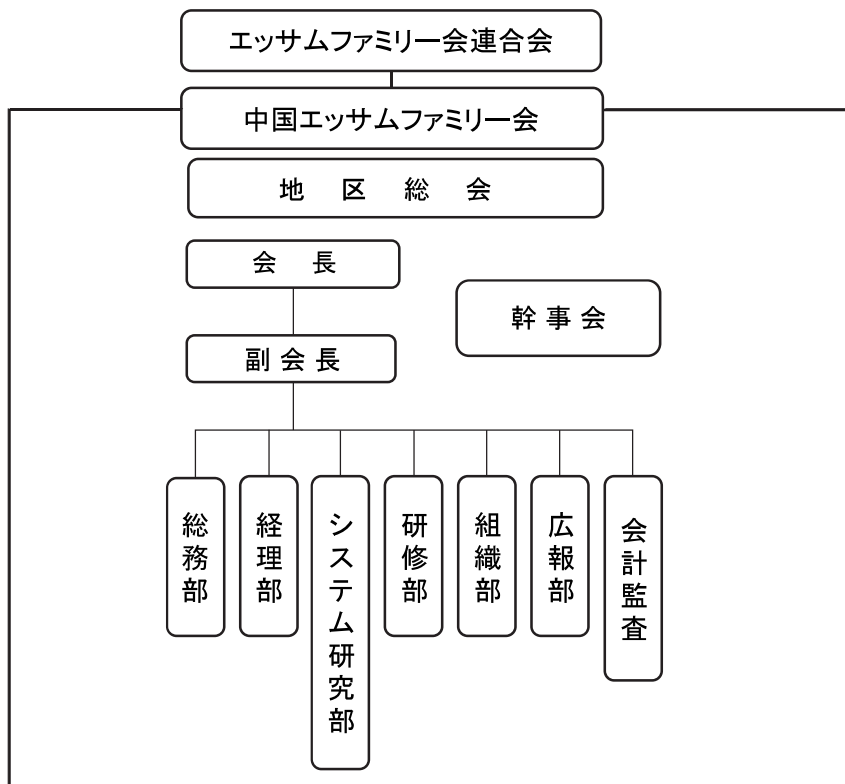
本会の入会資格は、税理士・公認会計士の資格を有している者とする。

第3条(目的)

本会は、会員相互の研鑽・啓蒙・相互扶助・親睦をはかり、もって会員の繁栄と社会的地位向上を目的とする。

第4条(運営組織)

中国エッサムファミリー会は全国ファミリー会地区会で構成する「エッサムファミリー会連合会」に所属する。本会は、第3条の目的を実現するため運営組織を次のように設置する。



第5条(会員総会)

1. 定時総会は、毎事業年度終了後、速やかに会長が招集する。
2. 定時総会は、2週間前までに書面により会員に通知する。

第6条(総会の議決)

定時総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第7条(委任状による議決権)

定時総会に出席できない時は、委任状により議決権を行使することができる。

第8条(総会の議決事項)

1. 決算及び予算並びに事業計画の承認
2. その他会務に関する重要事項

第9条(議決権)

会員の議決権は、会員1人につき1個とする。

第10条(書面決議)

会員を招集しての総会が困難な場合は、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、総会を招集することなく書面決議により会員の過半数の賛同を得て決議することができる。なお、書面による議決権を行使しない会員は賛成したものとみなす。